



みんなで進めよう  
茨城農業改革

みどり

# 第六回 茨城県美しい水土里づくり

## 優良活動表彰事例集

【中山間地域等直接支払制度部門】



【茨城県知事賞】城里町 小坂中集落

茨 城 県

# 第六回茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰

## ～ 中山間地域等直接支払制度部門について ～

### ■目的

茨城の農村地域では、八溝山や筑波山・霞ヶ浦など豊かな自然環境の中で脈々と農業が営まれ、美しい風景などの資源が継承されてきました。

しかしながら、中山間地域等は、高齢化の進展や担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加が懸念されています。

本表彰は、農地や水路・農道等の管理、農業・農村が持つ多面的機能の増進、生産性や収益の向上などについて、優良な取り組みをしている集落を表彰し、茨城の農村の魅力を県内外に発信することを目的としています。

### ■対象

表彰の対象は、県内で中山間地域等直接支払制度に取り組む集落で、市町村長から推薦を受けた集落です。

### ■主催

茨城県、全国山村振興連盟茨城県支部

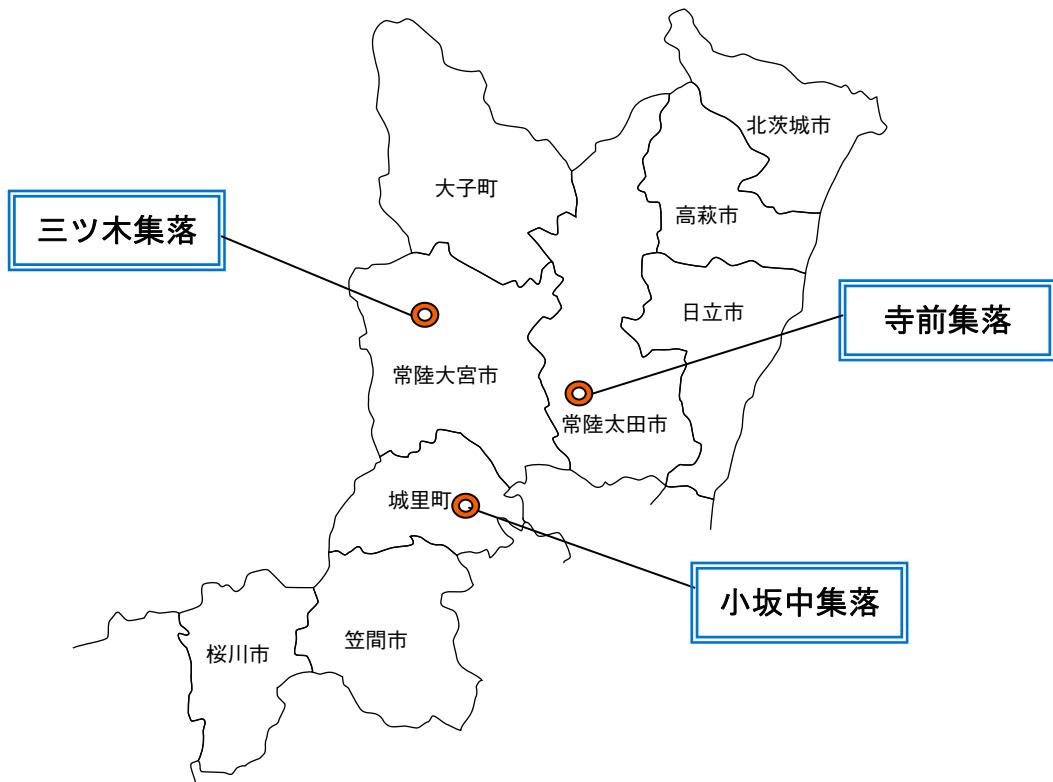
### ■賞の種類

茨城県知事賞 1 点

全国山村振興連盟茨城県支部長賞 1 点

茨城県農林水産部長賞 1 点

## ■受賞集落の位置図



## 目 次

### 【茨城県知事賞】

城里町	おさかなか 小坂中集落	1
-----	----------------	---

### 【全国山村振興連盟茨城県支部長賞】

常陸太田市	てらまえ 寺前集落	3
-------	--------------	---

### 【茨城県農林水産部長賞】

常陸大宮市	みつぎ 三ツ木集落	5
-------	--------------	---

中山間地域等直接支払制度の内容	7
-----------------	---

平成 25 年度中山間地域等直接支払制度のポイント	11
---------------------------	----

平成 24 年度の実施状況	12
---------------	----

注) この事例集の記載内容は、市町村より提出された推薦書をもとに作成しています。

## 【茨城県知事賞】 城里町 小坂中集落

# 共同活動による農業生産活動の維持を目指す

### 集落協定の概要

協定開始年度	平成 13 年度
協定参加者	10 名（農業者 10 名）
協定面積	田 5.1ha
傾 斜	緩傾斜 1/100
交付単価	通常単価

個人配分率	50%
共同取組活動分	50%
交付金額	41 万円
役員報酬	7%
水路・農道管理費	43%

### 集落の活動内容

#### 農用地、水路・農道の管理活動

農地法面の定期的点検  
共同で年 2 回点検  
各個人で隨時管理

生産調整の取り組み  
養鶏農家と契約を結び  
飼料米を栽培

水路 1.5km  
共同で年 3 回清掃及び  
草刈り

農道 3.0km  
共同で年 1 回草刈り  
各個人で隨時管理

#### 多面的機能の増進活動

周辺林地の下草刈り  
年 2 回 約 0.1ha 実施

景観作物の作付け  
彼岸花・コスモス

#### 生産性・収益向上活動

高附加值型農業  
鶏糞利用による特別栽培  
米「コケッコー米」  
を作付け

#### 特記事項

集落外との連携  
他集落と無人ヘリによる  
共同防除を実施

集落内の交流拡大  
2 ヶ月に 1 回、定例会を開催

### 取組に至る経緯

- 農作業の共同化や担い手の育成・確保を目指し、平成 13 年度の第 1 期対策より取り組んでいる。
- 本制度に取り組むことで、地域交流の機会が増え親交が深まった。また、農業生産体制や水路・農道等の整備に共同で取り組むことで地域の活性化にもつながったため、第 3 期対策にも取り組むこととなった。

## 特徴的な取組

- ・鶏糞を利用した特別栽培米「コケッコー米」の作付けを行っており、平成24年度に町の推奨品として認証された。
- ・多面的機能の増進活動として、周辺林地の下草刈りを年2回約0.1ha行っている。また、彼岸花、コスモスなど景観作物の作付けを行っている。
- ・養鶏農家と契約を結んで飼料米を栽培し、生産調整に取り組んでいる。
- ・他集落と共同で無人ヘリコプターによる病害虫防除を実施している。
- ・2ヶ月に1回定例会を開催し、地域の農業を守っていくための話し合いの場や交流の場を設けている。



○周辺林地の下草刈り



○無人ヘリによる共同防除



○鶏糞利用による特栽米「コケッコー米」



○2ヶ月に1回開く定例会の様子

## 取組による成果、今後の課題等

- ・話し合いの場や共同作業が増え、地域交流が深まった。
- ・水路の維持管理や除草作業等に共同で取り組むことにより、地域の農業を守っていくための協力体制を整えることができた。
- ・今後さらに高齢化が進む中でも、引き続き集落ぐるみで農業生産体制を維持していく。

## 【全国山村振興連盟茨城県支部長賞】 常陸太田市 寺前集落

# 病害虫防除対策と保全管理対策に取り組む

### 集落協定の概要

協定開始年度	平成 14 年度
協定参加者	12 名（農業者 12 名）
協定面積	田2.1ha
傾 斜	緩傾斜 1/33
交付単価	通常単価

個人配分率	0%
共同取組活動分	100%
交付金額	16 万円
役員報酬	9%
水路・農道管理費	20%
農地管理費	10%
修理費等の積立	61%

### 集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動		多面的機能の増進活動		担い手の育成に係る取り組み	
農地法面の定期的点検 共同で年 2 回点検, 各個人で隨時管理	休耕田の管理 共同で草刈りや耕起を 実施	景観作物の作付け 彼岸花			
鳥獣害防止対策 電気柵を設置	病害虫防除対策 芝焼きを実施			新規就農者の確保 1 名が就農	
水路 1.4km 共同で年 1 回清掃, 年 1 回草刈り					
農道 1.0km 年 3 回草刈り					

### 取組に至る経緯

- 耕作放棄地が増え周辺の農地に悪影響を及ぼし、鳥獣被害が増加していた。
- 高齢化に伴い、農業の担い手の育成や確保が必要となっていた。
- 鳥獣被害抑制及び水路・農道等の管理について共同で取り組むことなど、集落内で話がまとまり本制度に取り組むこととなった。

## 特徴的な取組

- ・鳥獣被害防止対策として電気柵を設置している。  
また、休耕田については草刈り及び耕起をし、周辺水田へ鳥獣被害などの悪影響がないよう努めている。
- ・水田の病害虫防除を目的として芝焼きを行っている。
- ・法面に彼岸花を作付けし、景観の向上を図っている。
- ・共同作業時には毎回ミーティングを実施し、コミュニケーションを図っている。



○芝焼きによる病害虫防除の実施



○休耕田の草刈り



○景観作物（彼岸花）の開花状況



○共同作業時のミーティングの様子

## 取組による成果、今後の課題等

- ・彼岸花の作付けにより、集落の景観が良くなかった。
- ・共同作業時のミーティングを通して、集落内の話し合いが活発になり、住民同士のつながりも深まった。
- ・担い手の育成や1人でも多く新規就農者の確保に努めていく。

# 【茨城県農林水産部長賞】 常陸大宮市 三ツ木集落

## きめ細やかな共同活動に取り組む

### 集落協定の概要

協定開始年度	平成 13 年度	個人配分率	49%
協定参加者	14 名（農業者 14 名）	共同取組活動分	51%
協定面積	田 3.9ha 畦 0.6ha		
	田：急傾斜 1/20 緩傾斜 1/32～1/95	役員報酬	7%
傾 斜	小区画	水路・農道管理費	35%
	畠：急傾斜 20° 緩傾斜 8°～9°	その他（諸経費）	9%
交付単価	8 割単価		

### 集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動
農地法面の定期的点検 各個人で隨時管理	鳥獣害防止対策 電気柵を設置
水路 1.7km 共同で年 2 回清掃	周辺林地の下草刈り 年 1 回 約 0.1ha 実施
農道 0.5km 共同で年 2 回草刈り	
特記事項	農業の継続が困難な場合の支援体制整備 共同取組活動や分担作業による支援

### 取組に至る経緯

- 北と南を高い山に挟まれた集落であり、農地間の傾斜の他にも住宅と農地が混在しているため、開けた農地の確保が難しいなど農業生産活動に苦労している。
- 平成 13 年度から、農業用施設の維持管理費の負担軽減と、農業収入の補填となる当制度に取り組んでいる。
- 第 2 期から第 3 期対策に移行する際も、引き続き集落ぐるみで取り組みを継続していくという意識が高まり現在に至っている。

## 特徴的な取組

- ・鳥獣害防止対策として、電気柵を設置している。
- ・参加者の約半分が70、80代と高齢化が進む中でも、病気や怪我で農作業ができない人が出た際、共同活動や分担作業によりサポートする等、集落ぐるみの支援体制が図られている。
- ・協定農用地内に急傾斜、緩傾斜、小区画が混在し耕作しにくい環境の中、共同作業にも高い出席率で取り組み、集落で農地を守ろうという意識の統一が図られている。
- ・土水路の泥払いや土砂払いに大変な労力がかかっているが、共同作業により適切な管理を行っている。



○共同取組活動での土水路の清掃



○電気柵の設置



○厳しい傾斜の中管理されている農地



○共同取組活動での農道の草刈り

## 取組による成果、今後の課題等

- ・共同作業を通して、年齢を重ねても農地を守ろうという意識が高まっている。
- ・高齢化が更に進む中、機械・農作業の共同化を推進し集落ぐるみの農業生産活動体制を構築する。
- ・定年帰農者の支援等により、農業の継続に努めていく。

# 中山間地域等直接支払制度の内容

## 制度全般について

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件が不利な中山間地域等において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

この制度は、農業生産条件に関する不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の有する多面的機能の確保を図るため、平成12年度から開始されました。

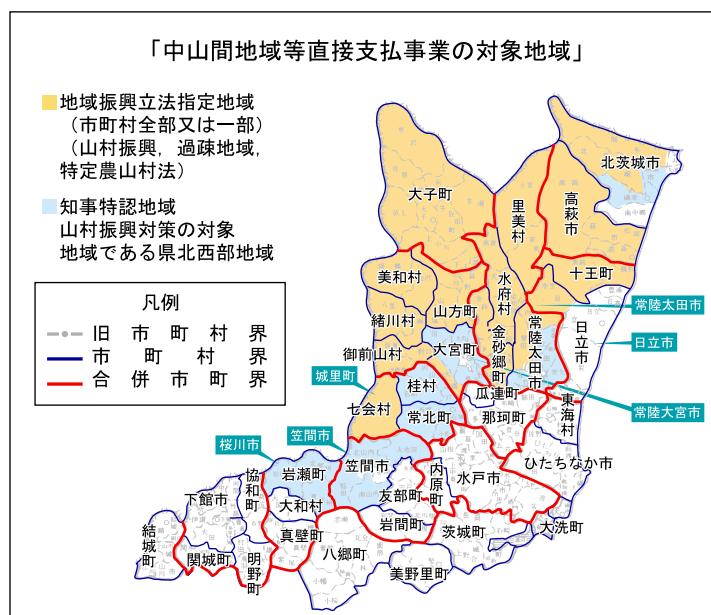
平成22年度から平成26年度までの第3期対策では、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直され引き続き実施されています。

## ● 対象地域

茨城県では、対象地域は次のとおりです。

市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域
北茨城市	⑩関本村、⑪華川村	⑩磯原町、⑪関南村
高萩市	全域	—
日立市	旧十王町、⑫中里村	—
常陸太田市	旧金沙郷町、旧水府村、旧里美村、 ⑬誉田村、⑭河内村	⑩磯初村、⑪世矢村、⑫西小沢村、 ⑮幸久村、⑯佐竹村、⑰佐都村
笠間市	—	⑩大池田村、⑪北山内村、 ⑯南山内村、⑰西山内村
常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、 旧緒川村、旧大宮町（⑮大場村）	旧大宮町（⑩大賀村、⑪世喜村、 ⑫上野村、⑯静村、⑰塙田村、⑲玉川村）
桜川市	—	旧岩瀬町
城里町	旧七会村	旧常北町、旧桂村
大子町	全域	—

※（注）⑩市町村名は、昭和25年2月1日当時の市町村名



## ● 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、農振農用地区内にある一団の農用地（※1）で、かつ下の図中の傾斜等の基準を満たす農用地です。

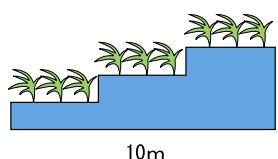
交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。

（※1）一団の農用地とは、1ha以上の大団地、または

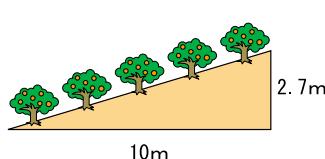
集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の大団地の合計面積が1ha以上のものです。

### ○急傾斜地

水田 傾斜  $1/20$



畑、草地、採草放牧地 傾斜  $15^\circ$



#### 10a 当たりの交付額

田 **21,000 円**

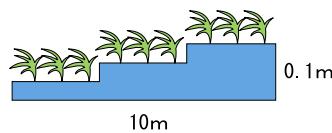
畑 **11,500 円**

草地 **10,500 円**

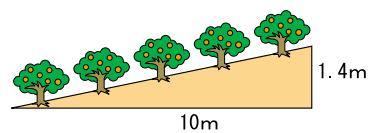
採草放牧地 **1,000 円**

### ○緩傾斜地（市町村長が特に必要と認めるもの）

水田 傾斜  $1/100$



畑、草地、採草放牧地 傾斜  $8^\circ$



#### 10a 当たりの交付額

田 **8,000 円**

畑 **3,500 円**

草地 **3,000 円**

採草放牧地 **300 円**

### ○小区画・不整形な田

### ○高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地（市町村長が特に必要と認めるもの）

## ● 加算措置（10a 当たり加算額）

① 規模拡大加算 田 <b>1,500 円</b> , 畑 <b>500 円</b>	認定農業者等及び新規就農者が新たに利用権設定又は農作業受託を行った農用地について加算
② 土地利用調整加算 田 <b>500 円</b> , 畑 <b>500 円</b>	認定農業者等の扱い手の利用権設定や農作業受託を行った農用地面積が協定農用地の30%以上
③ 小規模・高齢化集落支援加算 田 <b>4,500 円</b> , 畑 <b>1,800 円</b>	小規模・高齢化集落内の傾斜等の交付要件を満たす農用地を含めて協定を締結した場合に、当該農用地面積に応じて加算
④-1 法人設立加算：特定農業法人 田 <b>1,000 円</b> , 畑 <b>750 円</b> , 草地・採草放牧地 <b>750 円</b>	特定農業法人を設立する場合に加算
④-2 法人設立加算：農業生産法人 田 <b>600 円</b> , 畑 <b>500 円</b> , 草地・採草放牧地 <b>500 円</b>	協定農用地面積の30%以上又は3ha以上のうちいずれか多い方の面積以上の農用地を対象とする農業生産法人を設立する場合に加算
⑤ 集落連携促進加算 地目によらず <b>2,000 円</b> 【平成25年度の見直しで追加】	本制度の実施集落が、未実施集落と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に加算

※①と②を重複して受給することはできません。

## ● 交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。）

# 集落協定について

## ● 集落協定とは

集落協定は、対象農用地において、農業者等の間で締結します。集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めます。市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

### ～集落協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地の範囲
- 構成員の役割分担
  - ・農用地の管理者及び付託の方法
  - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
  - ・経理担当者、代表者等
- 集落マスターplan
  - ・集落の10～15年後を見据えた将来像
  - ・将来像を実現するための5年間の活動計画
- 協定で取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



## ● 交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

## ● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

### 通常単価の8割

(必ず実施しなければならない事項)  
以下の取組までを行う協定には  
通常単価の8割の交付となります。

- ① 集落マスターplanの作成
- ② 農業生産活動等
  - 耕作放棄の発生防止活動  
高齢農家の農用地の賃借権設定、法面保護・改修等
  - 水路・農道等の管理活動  
補修、泥上げ、草刈り等
- ③ 多面的機能を増進する活動
  - (次のうち1つ以上を選択)
  - 国土保全機能を高める取組  
周辺林地の管理等
  - 保健休養機能を高める取組  
景観形成作物の作付け、市民農園・体験農園の設置等
  - 自然生態系の保全に資する取組  
魚類・昆虫類の保護等

### 通常単価（10割）

左欄に加え、以下の取組を行う協定には通常単価（10割）の交付となります。

- ① 農用地等の保全マップの作成・実践
- ② 農業生産活動の継続に向けた活動  
(次のA～Cの要件から1つ以上を選択)

A 要件 (2つ以上を選択)	<ul style="list-style-type: none"><li>・協定農用地の拡大</li><li>・機械・農作業の共同化</li><li>・高付加価値型農業の実践</li><li>・地場産農産物等の加工・販売</li><li>・農業生産条件の強化</li><li>・新規就農者の確保</li><li>・認定農業者の育成</li><li>・多様な担い手の確保</li><li>・担い手への農地集積</li><li>・担い手への農作業の委託</li></ul>
B 要件 (1つ以上を選択)	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落を基礎とした営農組織の育成</li><li>・担い手への農用地の集積化</li></ul>
C 要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・集団的かつ持続可能な体制整備 (高齢農家でも安心して農業に取り組める体制づくり)</li></ul>

## 個別協定について

### ● 個別協定とは

#### ① 利用権の設定等又は受委託契約の締結

個別協定は、傾斜等の基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（※1）の受委託（田3種類以上、畑2種類以上、草地1種類以上）について締結します。

市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

#### ～個別協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地
- 設定権利等の種類
- 設定権利者、委託者名（出し手）
- 設定権利等の契約年月日、契約期間
- 交付金の使用方法
- 加算措置適用のために取り組むべき事項

#### （※1）基幹的農作業とは

田畠の場合	草地の場合
耕起	耕起
代かき又は整地	播種
田植え又は播種	収穫
整枝・剪定	乾燥・調製
病害虫防除	
収穫	
乾燥・調製	

#### ② 自作地を含めて交付対象とする場合（傾斜等の基準を満たすことが必要）

次の条件を満たす場合は、認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができます。

①の利用権の設定又は受委託契約の締結に加えて、

一団の農用地すべてを耕作している者  
又は  
3ha以上の経営の規模を有している者

が

農業生産活動等として取り組む事項（※2）  
又は  
農用地の利用権の設定等として取り組む事項（※3）

を協定に規定する場合

#### （※2）農業生産活動等として取り組む事項とは、

耕作放棄地の防止活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動です。

#### （※3）農用地の利用権の設定等として取り組む事項とは、

平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定期面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方）以上増加することです。

### ● 交付対象者

個別協定締結に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者、これに準じる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

### ● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

#### 通常単価の8割

##### <自作地を含めている協定>

- ・平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定期面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方）以上増加しない場合は8割単価となります。

#### 通常単価（10割）

##### <利用権設定・受託農用地のみの協定>

- ・すべて10割単価です。

##### <自作地を含めている協定>

- ・平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合以上増加することが必要です。

## 平成25年度中山間地域等直接支払制度のポイント 【集落連携促進加算】

平成25年度より、中山間地域等直接支払制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額が加算されます。



### <要件>

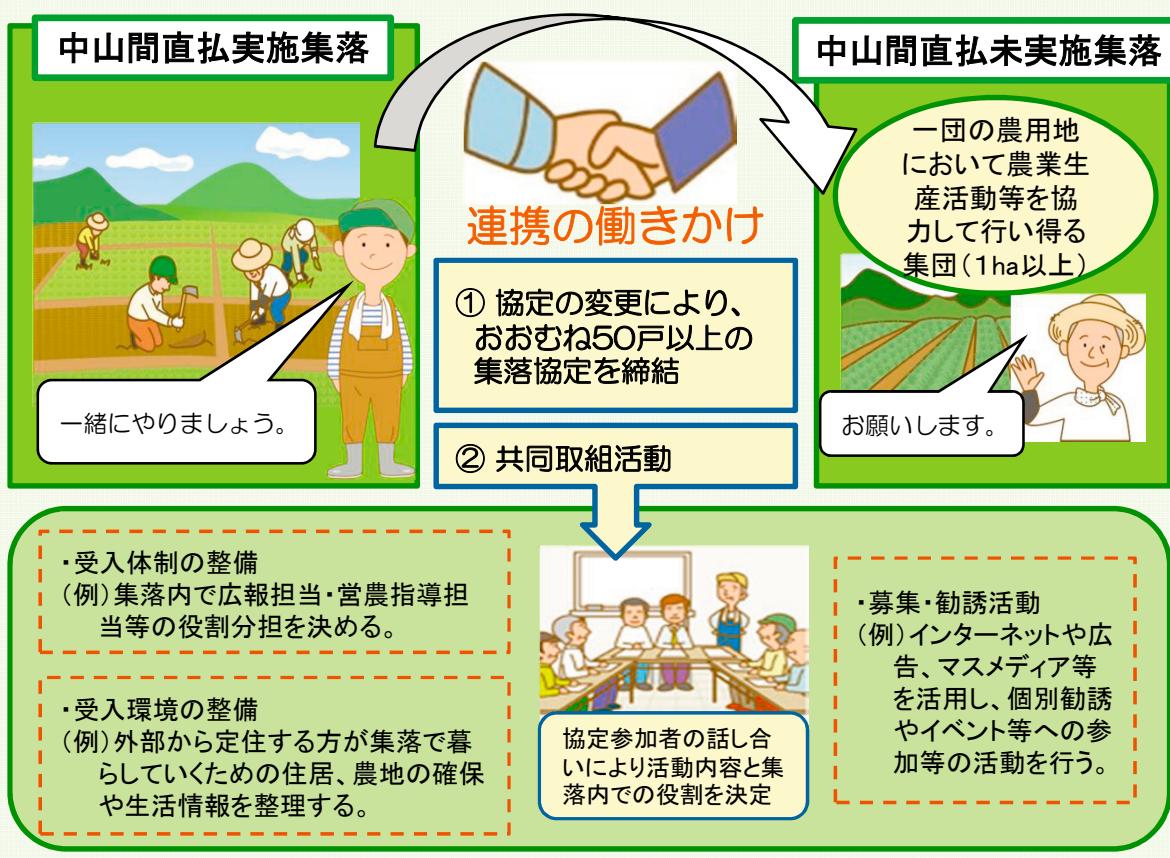
#### ① 未実施集落との連携による集落協定の締結（協定の変更）

本制度の実施集落が、本制度に取り組んでいない一団の農用地（1ha以上）を新たに取り込み、おおむね50戸以上となる集落協定（協定の変更）します。

#### ② 地域の活性化を担う人材の受入活動・体制整備（共同取組活動）

将来、農業や地域活動の担い手になってもらう方を、集落外から呼び込むための受入活動・体制整備を行います。

### 新たに集落協定を締結（協定の変更）



- ・加算対象農用地：協定変更後の交付対象農用地面積
- ・加算単価：**2,000円/10a**
- ・交付上限額：**100万円**
- ・交付期間：**1年間**

## 平成 24 年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況について

平成 24 年度は **9** 市町で **121** 協定、約 **650ha** の農用地を対象に約 **60,219** 千円の交付金が交付され、耕作放棄の防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

### 平成 24 年度 交付実績

**市町村別協定数、交付面積及び交付金額** (単位：件数、ha、千円)

市町村名	協定数		交付面積			交付金額		
	集落協定	個別協定	集落協定	個別協定	集落協定	個別協定	集落協定	個別協定
合 計	121	120	1	650	596	54	60,219	59,681
日立市	4	4	-	9	9	-	1,242	1,242
常陸太田市	40	39	1	222	168	54	22,134	21,596
高萩市	10	10	-	154	154	-	12,632	12,632
北茨城市	2	2	-	20	20	-	2,284	2,284
笠間市	2	2	-	21	21	-	1,644	1,644
常陸大宮市	39	39	-	130	130	-	9,716	9,716
桜川市	5	5	-	45	45	-	3,448	3,448
城里町	5	5	-	24	24	-	1,911	1,911
大子町	14	14	-	25	25	-	5,209	5,209

※ 面積等は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

### 交付面積の内訳

(単位：ha)

合計	田	畠			急傾斜	緩傾斜	採草放牧地	
		急傾斜	緩傾斜	小区画				
650	578	126	432	20	19	5	14	54

### 集落協定の活動内容 (単位：件数)

#### 農業生産活動として取り組むべき事項

水路の管理	120
農道の管理	120
農地の法面管理	98
賃借権設定・農作業委託	51
耕作放棄地の保全管理	32
柵、ネット等の設置	31
簡易な基盤整備	5
その他	35

#### 多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	87
	土壤流亡に配慮した営農	2
保健休養機能	景観作物の作付	56
自然生態系の保全	堆きゅう肥の施肥	15
	鳥類・昆虫類の保護	2
	鳥類の餌場の確保	1
その他活動		5

#### 農業生産の継続に向けた活動

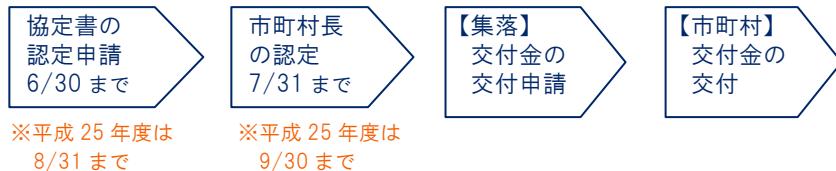
A要件	機械・農作業の共同化	19	協定農用地の拡大	4
	新規就農者の確保	13	高付加価値型農業の実践	2
	認定農業者の育成	5	担い手への農地集積	1
	担い手への農作業の委託	5	農業生産条件の強化	1
B要件	集落を基礎とした営農組織の育成	1		
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	69		

中山間地域等直接支払交付金制度の活用については、  
最寄りの市町村にご相談ください。

市町村名	担当課	電話番号
日立市	農林水産課	TEL (0294) 22 - 3111
常陸太田市	農政課	TEL (0294) 72 - 3111
高萩市	農林課	TEL (0293) 23 - 2111
北茨城市	農林水産課	TEL (0293) 43 - 1111
笠間市	農政課	TEL (0296) 77 - 1101
常陸大宮市	農林課	TEL (0295) 52 - 1111
桜川市	農林課	TEL (0296) 55 - 1111
城里町	産業振興課	TEL (029) 288 - 3111
大子町	農林課	TEL (0295) 72 - 1111

### 交付金の手続

交付金を受けるには、市町村長に協定の認定を受けてください。



交付金は、市町村から集落協定代表者に交付します。

※個別協定は認定農業者等に交付します。

### 交付金の使用方法

集落協定	個別協定
協定参加者の合意により使途を決定します。 個人に支払うだけでなく、 共同取組活動を通して水路・農道等の維持管理費、景観作物の種苗代、農業機械購入の積立などに使用できます。	認定農業者等が使用します。

## 茨城県農林水産部農地局農村環境課

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL (029) 301-4264

FAX (029) 301-4269

E-mail nokan4@pref.ibaraki.lg.jp

平成 25 年 7 月作成